



2005
別冊 2

くらしとにぎわいとが織りなすまち村田

合併特集号の主な内容

合併協定項目	2~6
合併協定項目Q&A	7~9
自立計画によって可能となる投資的事業一覧	10
住民投票のお知らせ	11

今月の20日(日)には、合併の意思を問う住民投票が執行されることになっています。この住民投票は、言い換えれば、自分たちの手で作るまちづくりの手法をどうするか、それをみなさんが表明する絶好の機会であるとも言えます。

将来に向かって、みなさんの意思、そして判断が、いま問われています。私どもが提供しました判断材料(今回の合併特集号を含めて)を十分に検討のうえ、投票所へ向かわれることを期待しております。

合併の「賛成？反対？」を判断するため、 合併協定項目の調整内容をぜひご覧ください！

柴田町・村田町・大河原町合併協議会で確認された54の協定項目のうち、『新市建設（まちづくり）計画概要版』に掲載されていない協定項目を今回取り上げました。
『新市建設（まちづくり）計画概要版』の協定項目と併せてご覧ください。

一般職の職員の身分の取扱い

- ・現在の3町の全職員が、新市の職員として引き継がれます。

特別職の職員の身分の取扱い

- ・特別職の職員の配置・人数・任期については、法令等の定めるところに従い、合併時に統一します。
- ・報酬等の額について、同規模の市を参考に合併時に統一します。

条例・規則等の取扱い

- ・各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備します。

事務組織及び機構の取扱い

- ・住民福祉の増進に十分配慮し、住民サービスが低下しないよう「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき次のように整備します。

①新市組織機構のあり方

i 第1期（併用方式期間）

- ・合併直後の住民サービスの提供や各種事務事業の取扱いに支障をきたさぬことを最大の目標とし、制度上及び合併のメリットを活かす上で必要な統合を除いては、現行体制を基本とした暫定的な組織機構とします。

ii 第2期（本庁方式移行期）

- ・新市建設計画の事業実施の状況や事務事業の統廃合の状況、職員数の計画的管理等を勘案し、本庁方式の組織を構築します。

②併用方式期間の組織機構の基本方針

i 本庁（柴田町役場）の業務

- ・新市の政策及び新市全体にかかる施策に関する事務 ・全市的な総合調整事務
- ・新市の大規模工事、プロジェクト等の計画実施に関する事務
- ・内部管理事務 ・本庁1箇所を集約して処理することが適当かつ効果的な事務
- ・総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務

ii 総合支所（柴田町役場・村田町役場・大河原町役場）の業務

- ・地域振興・総務関係事務（地域振興、消防・防災）
- ・住民サービス関係事務（窓口、健康福祉、教育、相談）
- ・事業管理関係事務（農林、商工観光、建設）

iii 合併前の事務所・支所・出張所の取扱い

- ・現行のとおり存続し、現在所掌している事務を基本とします。

一部事務組合等の取扱い

- ・『仙南地域広域行政事務組合』や『大河原町外1市2町保健医療組合』など、現在加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入します。

使用料・手数料の取扱い

・住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担公平の原則」により、合併時に統一します。

区 分	柴田町	村田町	大河原町	柴田市
戸籍謄本・抄本 1通	450円	450円	450円	合併時に 統一する
住民票の写し 1枚	300円	300円	300円	
住民票の写し 2枚以上	1枚200円増	1枚100円増	600円	
住民基本台帳カード 1件	500円	500円	500円	
印鑑証明 1枚	300円	300円	300円	
犬の登録 1頭	3,000円	3,000円	3,000円	
鳥獣飼養許可 1頭	3,400円	2,200円	3,400円	

公共的団体の取扱い

・新市の速やかな一体性の確保するため、それぞれの団体と協議しながら、統合について調整に努めます。

区 分	柴 田 市
3町に共通している団体	現行の活動内容を低下させずに、合併時に統合できるよう調整に努める。
統合に時間を要する団体	将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
各町独自の団体	原則として現行どおり。

補助金・交付金等の取扱い

・従来からの経緯、有効性、公平性を勘案し、新市において調整します。

区 分	柴 田 市
同一または同種の補助金等	統一の方向で調整する。
各町独自の補助金等	従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整する。
整理統合できる補助金等	事業目的を精査し調整する。

慣行の取扱い

区 分	柴 田 市
市章・市旗、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥	新市において新たに制定する。
市民歌、宣言	新市において検討する。
名誉市民表彰制度	新市において定める。
自治功労等表彰制度	新市において定める。 現表彰者については、新市に引き継ぐ。

男女共同参画事業の取扱い

・柴田町で策定した『第2次しばた女性施策推進基本計画（しばた男女共同参画プラン）』を参考に、新市において速やかに策定します。

姉妹都市事業の取扱い

・現行のとおり新市に引き継ぎます。

国際交流事業の取扱い

・現行のとおり新市に引き継ぎます。

電算システム事業の取扱い

・電算システムについては、住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時にネットワークにて稼働できるよう調整に努めます。

納税関係事業の取扱い

- ・納税貯蓄組合の各種助成については、合併時に廃止します。
- ・納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるよう調整に努めます。
- ・納税貯蓄組合連合会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

交通関係事業の取扱い

- ・交通指導隊員については、新市に引き継ぎ、合併時に再編します。
- ・指導隊(員)関係及び交通安全対策については、合併時に再編します。

消防防災関係事業の取扱い

- ・防災会議・防災訓練については、合併時に再編します。
- ・地域防災計画については、新市において速やかに策定しますが、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用します。
- ・婦人防火クラブ連合会については、新市において統合できるよう調整に努めます。

窓口業務の取扱い

区 分	柴 田 市
住民基本台帳関係事務	合併時に住民基本台帳システムと事務仕様を統合する。
印鑑登録事務	合併時に印鑑登録事務と事務仕様を登録する。 既存の印鑑登録証については、当分の間は現行のとおりとし、随時更新する。
時間外の窓口業務	合併時に再編する。
外国人登録事務・戸籍記載・ 交付事務・臨時運行許可事務	新市に引き継ぐ。

保健衛生事業の取扱い

- ・公衆衛生組合連合会については、合併時に統合できるよう調整に努めます。
- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、大河原町の例により合併時に統一します。
- ・墓地(柴田町・大河原町)については、永代使用料は現行のとおり新市に引継ぎ、管理料は合併時に統一します。村田町の新たな墓地については、新市において永代使用料を定め、管理料は調整します。

区 分	柴田町		村田町		大河原町		柴田市	
合併処理浄化槽設置整備費事業 補助金	5人槽	354,000円	354,000円	354,000円	354,000円		大河原町の 例により 引き継ぐ	
	6人～7人槽	411,000円	411,000円	411,000円	411,000円			
	8人～10人槽	519,000円	519,000円	519,000円	519,000円			
	11人～20人槽	981,000円	981,000円	981,000円	981,000円			
	21人～30人槽	1,668,000円	1,668,000円	1,668,000円	1,668,000円			
	31人～50人槽	2,238,000円	2,238,000円	2,238,000円	2,238,000円			
	51人槽～				2,556,000円			
墓 地 名 称	第1	第2	東山	三光	原前	頼母山	合併時に 調整する	
	使用料(円)	138,000	425,000	—	—	180,000		180,000
	管理料(円)	1,200/年	1,200/年	—	—	1,890/年		1,890/年

児童福祉事業の取扱い

- ・国や県の制度による児童福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。
- ・その他の主な事業については、次の表のとおりです。

区 分	柴田町	村田町	大河原町	柴田市
児童館	羽山児童館 船迫児童館 槻木児童館	村田児童館 沼辺児童館	上谷児童館 大河原児童センター	現行のとおり 引き継ぐ。
幼児型児童館	三名生児童館 柴田児童館 西住児童館	—	—	
放課後児童クラブ 児童館併設	羽山児童館 船迫児童館 槻木児童館	村田児童学級	上谷児童館児童クラブ 大河原児童センター 児童クラブ	現行のとおり 引き継ぐ。 対象者は合併 時に統一する。
小学校内併設	船岡児童クラブ	沼辺児童クラブ	金ヶ瀬児童クラブ	
子育て支援事業	支援センター (船迫児童館内)	支援センター (村田児童館内)	支援センター (桜保育所内)	現行のとおり 引き継ぐ。
心身障害児通園施設事業	むつみ学園	—	—	
母子生活支援事業	山下荘	—	—	
出生祝金事業	—	第3子 10万円 第4子 20万円 第5子以降30万円	—	合併時に存続 の方向で調整 する。

生活保護事業の取扱い

- ・現在、仙南保健福祉事務所です務を行っていますが、合併時に福祉事務所を設置し、県より事務を移管して実施します。

その他福祉事業の取扱い

- ・国や県の制度によるその他福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

環境対策事業の取扱い

- ・環境調査については、現行のとおり新市に引継ぎ、生物調査については、柴田町で行っている町民参加型指標生物調査の例により新市に引き継ぎます。
- ・環境美化事業については、合併後速やかに再編しますが、経費負担については、合併時まで調整します。
- ・環境基本計画は、新市において新たに策定しますが、新計画が策定されるまでの間は、柴田町の計画を新市に引き継ぎ運用します。

建設関係事業の取扱い

区 分	柴田町	村田町	大河原町	柴田市
町 道	路線本数 1,208本 延長 325.266km	路線本数 372本 延長 227.242km	路線本数 718本 延長 224.0445km	現行のとおり引き継ぐ。
道路認定基準	○	○	○	合併時に定める。
道路建設	○	○	○	計画的に実施。
除雪対策	概ね10センチ以上	左記に同じ	左記に同じ	現行のとおり引き継ぐ。 新計画を策定。
雨水対策	柴田町防災計画	村田町地域防災計画	大河原町地域防災計画 大河原町水防計画	現行のとおり引き継ぐ。 新計画を策定。

公営住宅 (家賃算定) (駐車料金)	戸数 530戸 法基準により算定 無料	戸数 173戸 左記に同じ 一律 3,000円	戸数 267戸 左記に同じ 1台目 1,000円 2台目 3,000円 縦列2台目 2,600円	現行のとおり引き 継ぐ。 法基準で算定。 合併時まで調整 する。
住宅マスタープラン	○	○	○	新市において策定
都市計画マスタープラン	—	○	—	新市において策定
緑の基本計画	—	—	—	新市において策定
都市計画区分	3,200ha	6,775ha	2,501ha	新市において調整 する。
用途地域	○	○	○	
都市計画道路	路線数 16	路線数 7	路線数 16	計画は新市におい て策定する。
土地区画整理事業	実施中 —	実施中 小谷地地区	実施中 広表地区	実施中の事業は現 行の通り引き継ぐ。
都市公園	未整備面積 29.19ha	未整備面積 0.10ha	未整備面積 2.73ha	新市において整備 計画を策定する。
グラウンド テニスコート	葛岡山公園 200円/1時間(町内)	相山・塩内・北沢グラウンド 200円/1時間(町内) 北沢公園 840円/1時間(平日) 1050円/1時間(土日)	大河原公園多目的広場 1010円/1時間(町内) 大河原公園 300円/1時間(町内)	使用料等につい ては合併時に統一 する。
駐車場 一時駐車 定期駐車 駐輪場	○ — ○	— — —	○ ○ ○	使用料等につい ては合併時に統一。 管理方法等は新市 において調整。
住居表示 実施地区数 実施面積	○ 12 3.3 km ²	—	—	柴田町の例によ り引き継ぐ。 実施区域は新市に おいて調整する。

文化振興事業の取扱い

- ・文化協会は、合併時に統合できるよう調整に努めます。
- ・文化協会の加入団体は現行のとおりとし、活動部門ごとの部会の設立を働きかけます。
- ・補助金額は、新市において検討します。

社会教育事業の取扱い

- ・社会教育委員、体育指導委員及び文化財保護委員会は、合併時に再編します。
- ・各種社会教育・社会体育事業は、新市において再編します。
- ・体育協会は、合併時に統合できるよう調整に努めます。
- ・社会教育施設（公民館等）・社会体育施設（体育館等）の使用料及び使用料関係項目については、合併時までに調整します。

社会福祉協議会の取扱い

- ・社会福祉協議会は、合併時に統合できるよう調整に努めます。

防犯関係事業の取扱い

- ・防犯実動(働)隊員・指導員については、新市に引き継ぎ、合併時に再編します。
- ・防犯実動(働)隊・指導員関係については、合併時に再編します。

合併協定項目 Q & A

合併協議会において確認された合併協定項目(54項目)の内、
村田町民にとって特に影響しそうな項目を見てみましょう！

協定項目 4	<p>新市の事務所の位置は、どうなるのですか？</p> <p>○本庁は、柴田市の本庁舎が新しく建設されるまで、現在の柴田町役場になります。村田町役場は、総合支所となり、村田庁舎という名前になります。</p> <p>○新しく建てられる柴田市の本庁舎は、新市において合併後5年以内に、その建設される位置や規模などを検討することになっています。</p>
協定項目 5	<p>村田町の財産や債務はどうなるのですか？</p> <p>○3町が現在所有している財産、公の施設、債務は、すべて新市に引き継がれることとなります。</p> <p>○ただし、村田町の町有山林の一部に関係する町と地元との取扱いについては、合併するまでに話し合いをして、他の2町はそれを尊重することになりました。</p>
協定項目 6	<p>議会議員の定数や任期はどうなるのですか？</p> <p>○現在の村田町議会議員は、失職となり、新市で合併後50日以内に市議会議員選挙が行われます。</p> <p>○新市の議員の定数は、30人です。特に、村田選挙区のようなものは設けないことになりました。そこで、現在の3町の議会議員数は、62人ですので、半分以下に削減されます。</p>
協定項目 7	<p>農業委員会委員の定数や任期はどうなるのですか？</p> <p>○新市の農業委員会委員の選挙による委員の定数は、21人となります。現在は、3町合わせると32人ですから、11人の減になります。</p> <p>○選挙による委員は、合併と同時に失職はしないで、平成18年4月30日まで引き続き委員となります。ただし、選任による委員は、合併と同時に失職となります。</p> <p>○合併後最初に行われる選挙では、柴田地区、村田地区（旧村田町）、大河原地区の3選挙区で、それぞれ定数7で選挙が行われますので、村田町としては、3名の減となります。</p>
協定項目 8	<p>地方税(税金)は、高くなるのですか？</p> <p>○村田町が課税していない都市計画税以外は、地方税法という法律により課税されますので、ほぼ変わらないと思います。</p> <p>○新市では、旧村田町の区域でも、都市計画税が新たに課税されることとなりますが、税率については、次のような調整が行われることになりました。</p> <p>*平成18年度 0.10%、平成19年度 0.15%、平成20年度 0.20%、平成21年度 0.25%、平成22年度～ 0.30%の税率で課税されることとなります。</p> <p>課税方法は、固定資産税の課税標準の価格に税率をかけて税額を算出することとなります。</p>

<p>協定項目 12</p>	<p>事務組織及び機構の取扱いで、支所・出張所はどうなるのですか？</p> <p>○新市の組織や機構の整備をどうするかは、「新市における行政組織・機構の整備方針」によるとなっています。本庁舎が建設されるまでは、現在の支所・出張所はそのままありますが、本庁舎が建設され、総合支所から支所へ移行した後の沼辺支所・菅生出張所のあるべき姿がその整備方針に示されておりませんので、将来的な姿は何ともいえないところです。</p>
<p>協定項目 19</p>	<p>国民健康保険税の税率は、どうなるのですか？</p> <p>○新市での税率は、新市において定めるとしており、現在より高くなるのか、下がるかはわかりません。</p> <p>○課税限度額については、新市でも同様な取扱いがおこなわれることとなりました。</p>
<p>協定項目 20</p>	<p>介護保険の保険料は、どうなるのですか？</p> <p>○第1号被保険者（65才以上の方）の保険料は、新市において統一することになりましたが、統一保険料が示されておりません。ただし、村田町が2町と比較しても若干高い保険料となっておりますので、現在より高い保険料で統一されることはないと思います。</p>
<p>協定項目 23 - 5</p>	<p>有線放送はどうなるのですか？</p> <p>○有線放送電話事業は、合併と同時に廃止されることとなりました。</p>
<p>協定項目 23 - 6</p>	<p>納税貯蓄組合事務費補助金・運営費補助金は、どうなるのですか？</p> <p>○村田町の場合、納税貯蓄組合に補助されていた組合員1人当たり550円、各組合加入者数により基本割1組合当たり2,000円～14,500円の補助金は合併と同時になくなります。</p> <p>○納税貯蓄組合連合会への事務費補助金については、現行のまま新市に引き継がれます。</p>
<p>協定項目 23 - 10</p>	<p>墓地の管理料や使用料は、どうなるのですか？</p> <p>○新市においては、柴田町と大河原町との調整の関係で、村田町の新たな墓地については、新市において永代使用料を定めることとなり、また、管理料は原則として徴収する方向で調整を図ることになります。</p>
<p>協定項目 23 - 12</p>	<p>敬老会や敬老祝い金は、どうなるのですか？</p> <p>○柴田町にならうことになり、敬老会は、行政区主催で、記念品なしとなります。また、敬老祝い金は、村田町と大幅に違って、80歳で5,000円、88歳で10,000円、90歳で20,000円、99歳で30,000円、100歳で50万円ということになります。</p> <p>*今の村田町の敬老祝金は、80～89歳は5,000円、90～94歳は20,000円、95歳～99歳は50,000円、100歳で100万、101歳以上で10万円となっております。</p>

<p>協定項目 23 - 13</p>	<p>出生祝金事業は、どうなるのですか？</p> <p>○合併の時点において、存続する方向で調整することになりました。詳細は決定しておりません。</p> <p>*今の村田町の出生祝金は、第3子で10万円、第4子出生で20万円、第5子以降出生で30万円となっております。柴田町、大河原町には、現在この制度はありません。</p>
<p>協定項目 23 - 14</p>	<p>保育事業は、どうなるのですか？</p> <p>○保育料は、国が定める保育料徴収基準額により、新市において統一されることになりました。大幅な変更はないものと思います。</p> <p>○入所年齢基準が村田町の10ヵ月児から6ヵ月児になります。また、保育時間は、合併時に調整されることになり、村田町としては、土曜日が7時15分から12時30分となっていますが、他の2町との関係で、午後6時ごろまで延長されることになりそうです。</p>
<p>協定項目 23 - 22</p>	<p>建設関係で、道路建設事業は、どうなるのですか？</p> <p>○道路建設事業は、現行のとおり新市に引き継ぐということにはなっていますが、ただし書きで、新市建設計画に基づき、計画的に実施することになり、財政計画上、すべてが引き継がれるかどうか、また、建設時期についても不透明な部分があります。</p>
<p>協定項目 23 - 23</p>	<p>水道料金は、どうなるのですか？</p> <p>○合併する時点では、料金の改正は行われず、現行のとおりとなりますが、2年以内には、水道料金、加入金とも新たな統一の料金となりますので、料金改正があります。</p> <p>ただし、合併の時点では、加入金だけが柴田町の例により、村田町、大河原町ともその額が下がることとなります。</p>
<p>協定項目 23 - 24</p>	<p>下水道使用料は、どうなるのですか？</p> <p>○公共下水道使用料は、村田町の例によることになりましたので、さしあたり現在と変わらないこととなります。</p>
<p>協定項目 23 - 25</p>	<p>学校の通学区域は、どうなるのですか？</p> <p>○学校の通学区域は、現行のとおり新市に引き継ぐことにはなりましたが、3項目目に、「児童生徒の動向を踏まえ、新市において速やかに通学区域の見直しを行う。」としてあることから、少なくとも、少子化の中にあつて、学校の統廃合も当然視野に入れての確認がなされたものと解釈せざるを得ません。</p>
<p>協定項目 23-30-2</p>	<p>合併したら、旧町ごとに地域審議会を設置することになるそうですが、どんなことをするのですか？</p> <p>○設置する目的を簡単に言えば、合併すると行政区域が大きくなってしまい、住民のみなさんの意見や思いが役所の仕事に反映されにくくなるのではということです。</p> <p>そこで、具体的に何をするのかですが、一つは、新市建設計画を変更する場合は、地域審議会の意見を聞かなければならないことになっています。</p> <p>また、合併後において、旧村田町の区域内で行われる新市における様々な事業を常に監視し、市長に意見を述べるができることになっています。</p> <p>しかし、この地域審議会が、いつまでもということではなく、新市建設計画の期間である、おおよそ10年間という期間設置されることになりそうです。</p>

自立計画によって可能となる投資的事業一覧

「新村田町行財政改革プラン」(合併しない場合の村田町自立計画)

補足資料(合併検討対策室)

先日、みなさんに配布いたしました「新村田町行財政改革プラン」(合併しない場合の村田町自立計画)の補足資料としまして、以下の表を作成いたしましたので、ご覧ください。この資料は、自立計画の中で特にふれませんでした。人件費などの削減による収支不均衡の対応(自立計画書の12p～13p)を行った結果、20年間で生じてくる一般財源90億1千6百万円で、「村田町新総合計画」に載っている事業がどのくらい実施できるかを検討してみたところ、あくまでシミュレーションですが、一般財源61億3千7百万円あれば、下記の表にありますが総事業費約226億円の主な事業の実施が可能となることが分かりました。

つまり、20年間という期間ではありますが、この自立計画により、みなさんの望んでいる投資的事業が実施可能ということですので、参考にしてください。

(単位：千円)

「村田町新総合計画」における施策の分類 主な事業名	総事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1. 快適な暮らしの生活環境づくり						
都市計画街路沿辺足立幹線改良工事	1,878,200	1,028,500	0	714,900	0	134,800
市町村道路整備事業	6,217,000	1,655,000	0	3,962,800	0	599,200
地方路線バス運行対策費等	46,000	0	0	0	0	46,000
町営住宅建設事業	1,060,000	440,000	0	440,000	0	180,000
合併処理浄化槽普及促進事業	123,750	41,250	41,250	0	0	41,250
消防施設等整備事業	153,000	12,000	0	90,000	0	51,000
防災行政無線整備事業	100,000	0	0	0	0	100,000
交通安全・防犯灯整備事業	26,660	0	0	0	0	26,660
その他(生ゴミ処理施設・墓地管理など)	55,701	0	0	0	0	55,701
合 計	9,660,311	3,176,750	41,250	5,207,700	0	1,234,611
2. 安心して暮らせる保健・医療・福祉づくり						
村田町総合福祉センター整備事業	200,000	0	0	0	0	200,000
障害者福祉施設整備事業	100,000	16,000	8,000	0	0	76,000
子育て支援総合事業	500,000	100,000	50,000	0	0	350,000
合 計	800,000	116,000	58,000	0	0	626,000
3. にぎわいを育む活力ある産業づくり						
広域農道整備事業(負担金)	601,179	0	567,900	29,500	0	3,779
中山間地域総合整備事業	1,022,596	0	800,000	200,300	0	22,296
基盤整備促進事業	4,189,626	271,228	2,925,780	591,950	0	400,668
農業水利施設保全対策事業	420,000	60,000	276,000	54,000	0	30,000
県ため池整備事業	45,000	0	26,300	0	0	18,700
県河川応急事業	898,000	0	718,400	161,640	0	17,960
蔵の町並み整備事業	300,000	0	0	0	0	300,000
その他(市民農園整備など)	58,080	0	0	0	18,540	39,540
合 計	7,534,481	331,228	5,314,380	1,037,390	18,540	832,943
4. 村田文化の薫る心豊かな人づくり						
プール建設事業	243,000	60,771	0	109,300	0	72,929
校舎改築事業	2,100,000	454,597	0	408,400	0	1,237,003
学校体育館改築事業	400,000	113,540	0	102,100	0	184,360
その他学校施設整備事業	20,000	0	0	0	0	20,000
社会教育施設整備事業(公民館など)	1,200,000	0	0	0	0	1,200,000
社会体育施設整備事業	730,000	0	0	0	0	730,000
合 計	4,693,000	628,908	0	619,800	0	3,444,292
総 合 計	22,687,792	4,252,886	5,413,630	6,864,890	18,540	6,137,846

村田町選挙管理委員会からのお知らせ

村田町が柴田町及び大河原町と合併することについて町民の意志を問う住民投票

今回の住民投票は、村田町が柴田町及び大河原町と合併することについて、「賛成」か「反対」が、町民の意思を問う投票です。

村田町が柴田町及び大河原町との合併を決定する投票ではありません。

【投票日】 平成17年2月20日(日)

【投票時間】 午前7時から午後8時まで

※第7投票所は、午前7時から午後4時まで

【投票資格者】 ①満20歳以上(昭和60年2月21日以前に生まれた方)で、村田町の議会議員及び長の選挙権を有し、平成16年11月14日以前から村田町に住民登録をしている方。

②満20歳以上(1985年2月21日以前に生まれた方)の永住外国人で、平成16年11月14日以前から村田町に外国人登録をしている方。(文書による申請が必要です。)

※2月19日までに町外に転出された方は、投票できません。

ご利用ください。期日前(不在者)投票

投票期日のまえでも投票者が直接、投票用紙を投票箱に入れることができます。

【投票できる方】

- ・投票日当日に、仕事や旅行等の理由で投票に行くことができない方、又は、行けないことが見込まれる方。

【投票できる期間】

- ・平成17年2月16日(水)
～平成17年2月19日(土)

【投票時間】

- ・午前8時30分～午後8時

【投票場所】

- ・村田町役場1階
村田町選挙管理委員会室

【お持ちいただくもの】

- ・お手元に届く入場券
- ※入場券がない場合でも、投票者名簿に載っていれば投票できますので、お申し出ください。

【不在者投票】

- ・指定施設等における不在者投票は、従来の通りです。

投票用紙について

(裏面)

むらたまち
しばたまち
おおがわらまち
村田町が柴田町・大河原町と
合併することに

反 対

賛 成

上記のどちらかを選び○印を
枠内に記載してください。

注1：合併に賛成のときは賛成欄に、反対のときは反対欄に、○を記載してください。

注2：両方の欄に○を記載したりすると、投票は無効になります。

※ご不明な点は、**村田町選挙管理委員会**(☎83 - 2111)にお問い合わせください。



住民投票の告示日は、2月15日の予定です。
期日前投票・不在者投票は、告示日の翌日から投票できます。

村田町・村田町選挙管理委員会